

平成 28 年度

第 2 回教育課程編成委員会 議事録

平成 28 年度 第 2 回 教育課程編成委員会

日時：平成 29 年 3 月 24 日（金）19：00～19:50

場所：長崎医療技術専門学校 本館 1 階 会議室

1) 挨拶（校長）

2) 出席者紹介

3) 開会

- ・教育課程変性委員会規定第 6 条に規定される出席者数を満たしているため、本会は成立する。

4) カリキュラム編成について

- ・本年の 9 月に県に提出する予定のカリキュラムについてご意見を頂きたい。
- ・平成 30 年度改定に向けて学内で検討している。
- ・P T O T 養成校の指定規則については現行 93 単位を増やす案が出ている。
- ・実習対象施設に介護保険領域を含める等の要件変更、臨床実習指導者の要件変更などが検討されている模様。
- ・日本理学療法士協会では CCS（臨床参加型実習）の実習を標準として記載した臨床実習の手引きが平成 30 年を目標に編纂中である。

5) 意見交換

- ・介護保険領域とは、どのような施設になるのか。
 - 老人保健施設、デイケア等を指す。現在の規定では老人保健施設は入っていない。
 - 現在は臨床実習の規定では実習時間の 2 / 3 以上を医療提供機関で行うこととなっており、老人保健施設は限定的な配置に留まる。
- ・幅が広がることは良いことである。就職先の広がりにもつながると考えられる。
- ・CCS はレポート主導型実習より適切なのか。
 - 臨床に近い実際の OJT に進めるような近い形で経験を積ませていくのでより実践的である。
- ・評価はするのか。
 - 本来の CCS では評価というよりは経験の積み重ねであり、どういった経験をしてきたかが重要である。本校は評価を付けていただいているが、養成校によって差がある。
- ・実習先によって経験してくるものに偏りがあるのではないのか。
 - 実習先ごとに診療科目も違うので、偏ることは有り得る。学内で卒業までにどういう疾患を何例経験したかが重要であり、就職後の新人教育の内容に反映できると考えられる。
- ・受け入れ側のハードルが上がらないのか。
 - 見学・模倣・実践で指導する際、意味が分かるように指導者が理論立てて解説しないとけないので、指導者の負荷は高いと思われる。
- ・実習についての法的な根拠は。
 - 指導者の近接監視の下にその責任の範囲のなかで行う場合は違法ではないとされている。法的にも CCS が適当であると考えている。
- ・実習指導に関わる研修会等はあるのか？
 - 本校でも毎年指導者研修会を行っている。
- ・養成校ごとに求められる実習形態が違う。統一は難しいのか。

→現在は過渡期と考えられる。徐々に切り替わっていくと思われる。

・実習期間は学科で違うのか。

→指定規則では同じだが、本校では OT の方が WFOT の認定基準の関係で 1 週間長い。

・単位を増やして教員の負担は大丈夫か。

→教員全員の授業数を一覧にして偏らないように調整している。

・実習が増えると、基礎科目が削られるなど影響がある。臨床に偏りすぎると基礎が手薄になる。

→ご意見を反映させ、カリキュラム検討をしたい。

6) 総評

次回で報告できる。

7) 閉会